

160

夏季号

中小企業経営シリーズ

社長の経営教室④

代表 小島 昇

銀行との付き合い方

社長 我が社のメイン銀行からお金を借りて欲しいと言って来ました。今、特に借入れをする必要はないのですが、どのように対応すればいいのでしょうか。

小島 御社の信用状態を見て、貸し倒れの心配が無いと思つての申し出でしょう。良かったですね。金利が低ければ借りてもいいのではないのでしょうか。

社長 ありがとうございます。金利も0.5%と大変魅力的です。では、金利の負担も少ないので借りてみます。

小島 不要な資金を借りるということは預金残高を増やすことになりませんが、金利負担が無視しうる程度なら、銀行から見ると貸借対照表が良くなるので得になることがあります。

社長 得になるとはどういうことでしょうか。

小島 金融機関が融資先を評価する時、当然のことながら返済できる会社かどうかを見ます。返済原資は基本的に借入れた資金を設備投資や運

転資金などに充てて運用し、稼いだ将来の利益ですが、手元にある預金も返済原資ということになります。たとえ同額の借入金があつてもです。したがって、金利の安い今だから言えることなのですが、常に一定の預金を手元に置いておくということは将来大きな投資をしようとしたときに有利な条件の一つになります。

社長 良いことを聞きました。来年くらいに設備投資を考えているので今のうちから手元預金を多くしておきます。

小島 その場合、通常は短期の借入れの場合には短期プライムレートを基準にして貸出金利を設定しますが、設備資金の場合には5年以上の長期の借入になるので長期プライムレート、現在は1%程度ですが、これに一定率、通常は1%程度を上乗せしての貸出金利になるはずですよ。

社長 プライムレートって何ですか。

小島 もともとは優良企業向けの最優遇金利のことです。1年未満の貸し出しの場合を短期プライムレート、

それ以上を長期プライムレートといえます。ただし、現在は金融機関同士の競争により、プライムレートを無視して市場金利に一定の利ざやを上乗せした金利で貸し出しをすることが多いようです。日銀のゼロ金利政策のおかげで市場金利が極端に低くなつていますので優良企業にはかなりの低金利で貸し出しを行つていきます。御社の場合などもその一例でしょう。

社長 友人の社長の会社では社長の個人保証さえ求められなかつたと言いました。そのようなことがあるのでしょうか。

小島 一昔前には金融機関の貸し出しは、しっかりと不動産担保を取り、社長個人や場合によっては第三者の保証までとつて融資しておりました。このような融資姿勢は金融機関の審査能力を放棄するものだという批判があり、特に第三者保証は義理で頼まれた友人の会社が倒産して巨額の借金を背負うなどの悲劇が起きるなどして社会問題にもなりました。そこで、金融庁も会社の経営者の資質や事業の将来性をしっかりと見て会社の成長のために融資をするようにとの指導をするようになりました。これをリレーショナルバンキングと言うのですが、金融機関は担保中心ではなく決算書や事業内容、企業の組織のあり方などを総合的にみて融資を

するようになってくるようです。特に最近では融資を依頼する企業が少なくなつていたので貸し出し競争が激しくなり、一部の優良企業には全くの無担保無保証で貸し出しをするようになっていきます。

社長 企業にとつてはいい環境ですね。

小島 御社のように積極的に投資をしようとする会社にとってはとてもいい環境だと思います。ただ、収益力が低下して、現状維持がやっとという会社も多いのが現在の日本の経済の現状と言えます。そのような会社は、常に収益源となる分野を探し、また技術を磨いて良い製品を開発し、収益力を高める努力が必要です。

社長 我が社でも油断せずとそのような努力を継続しないとつ収益力が落ちるかわかりません。ご指導をお願いいたします。



消費税軽減税率制度

平成三十二年十月一日より消費税率が八%から十%に引き上げます。

それに合わせて新たに軽減税率制度が導入されますので軽減税率制度についてご説明いたします。

一、軽減税率制度の軽減税率は現在の税率と同じく八%の税率となります。

二、軽減税率対象品目は「飲食料品」と「新聞」の二つです。

(一) 飲食料品とは

(1) 食品表示法に規定する食品（酒類は除きます）で人の飲食用に供するものをいいます。外食等は含まれません。

飲食料品に当たらないものは次のようなものです。

- ① 医薬品、医薬部外品（サプリメントなどの栄養補助食品は対象となります）

② 工業用の塩など

③ 水道水

④ 栽培用の種

⑤ 観賞用の食物や魚

(2) 外食等とは

① 飲食店等の事業を営む者が、テーブル、いす、カウンター等の飲食に用いられる設備がある場所で食事等の提供するもの

② ケータリング、出張料理等で、顧客が指定した場所で行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う食事等の提供をするもの

(3) 軽減税率八%が適用される具体的なもの。

① 牛丼屋やハンバーガー店などの店内で飲食しないで「テイクアウト」した場合

② コンビニエンスストア等で販売する弁当や総菜を「イートインスペース」で飲食しないで持帰る場合
③ そば屋の出前やピザ屋の宅配

④ 屋台での軽食（いすやテーブル等の飲食設備がない場合）フードコートでの飲食は外食になります

⑤ 有料老人ホーム等の飲食料品の提供や学校給食等

⑥ インターネット等を利用した通信販売

⑦ 自動販売機での販売

⑧ 輸入の際に人の飲食用に供されるものとして輸入されたもの

(4) 一体商品

おもちゃ付のお菓子や、コーヒーとカップが一緒になっているコーヒーギフトセットなどは、原則として全体を軽減税率の対象とはなりません。税抜価額が一万円以下で、商品の価額の占める割合が三分の二以上のもは全体が軽減税率の対象とはなりません。

(二) 新聞とは

① 定期購読契約が締結された週二回以上発行される新聞

② コンビニエンスストアや駅売りの新聞は対象外です。

③ スポーツ紙や業界紙、日本語以外の新聞も週二回以上発行される新聞で、定期購読契約であれば対象です。

④ インターネットで配信される電子版の新聞は対象外です。

三、区分記載請求書保存方式が導入されます。

(一) 軽減税率制度の実施に伴い、消費税の申告、納税のため税率ごとの区分経理が必要になります。また、課税事業者は、仕入税額控除のため、帳簿と区分記載請求書の保存が必要となります。

免税事業者でも区分記載請求書の発行を求められる場合があります。

(二) 区分記載請求書等とは、領収書や納品書、小売業者が発行するレシートなどで、軽減税率の対象品目である旨と税率ごとに合計した対価の額の記載があるものをいいます。

なお、取引金額が三万円未満の場合や、自動販売機から購入するなどの区分記載請求書の交付を受けることが困難な場合は、事業者

者がその旨を帳簿に記載することにより仕入れ税額控除が認められます。

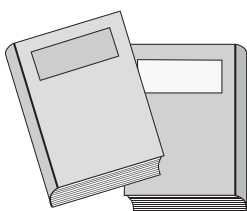
四、税額計算

原則として売上、仕入を税率ごとに区分して行います。

基準期間の課税売上高が五千万円以下の中小事業者で税率ごとに区分することが困難な場合には軽減税率対象品目の売上高や仕入高の計算に特例があります。

紙面の都合上ご説明しきれない部分がありますのでご了承下さい。また、ご不明な点がございましたら、弊所担当者までご質問下さい。

文責 北澤春三



所得拡大促進税制の延長・拡充

所得拡大促進税制は従業員の給

与等を増加させ一定の要件を満たした場合に税額控除ができる税制ですが、平成三十年度税制改正により、適用できる条件が大幅に改正されました。

法人では平成三十年四月一日以後開始事業年度より、個人事業主では平成三十一年一月一日より適用されます。

今回はこの所得拡大促進税制の改正についてご説明します。

一．概要

従業員に支払った給与等の総額が前事業年度より増加した場合において、前年度の期首から適用年度の末日まで継続して給与等を支払っている従業員の平均給与等が前年度と比べ一定割合増加したときに、最大で給与等増加額の二十五％を法人税及び所得税から控除することができる制度です。

また、改正により設立一周年からの適用はできなくなりました。

二．適用要件

所得拡大促進税制の適用を受けるためには一定の要件が必要となりますが、その要件は中小企業者と大法人に区分されており、個人の場合は常時使用する従業員が一人以下の場合中小企業者に該当します。

法人の場合、中小企業者とは原則的に資本金又は出資金が一億円以下の法人をいいますが、同一の大規模法人に一定以上所有されている法人は大法人となりますので株主に大規模法人がいる場合には注意が必要です。

また、中小企業者が適用除外事業者にあつても大法人とみなされず、適用除外事業者とは、基準年度（事業年度開始の前三年以内）に終了した各事業年度の所得の年平均額が十五億円を超える法人をいいます。この規定は平成三十一年四月一日以後開始事業年度から適用されます。

① 中小企業者の場合

(一) 通常の場合

適用年度に支払った継続雇用者給与等支給額（役員を除いた前年度の期首から適用年度の期末まで全ての月で給与等を支払った従業員を対象とし、その対象者の給与等の一人当たりの平均額）が前年度に支払った継続雇用者給与等支給額に対して一・五％以上増加していること。

(二) 上乗せ措置

左記の全てに該当する場合は上乗せ措置の適用があります。

i 適用年度に支払った継続雇用者

給与等支給額が前年度に比して

二・五％以上増加。

ii 当期の教育訓練費等（教育、訓練、研修、講習等を自ら行う場合の外部講師謝金、外部施設等使用料等の費用、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合のその委託費、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合のその参加に要する費用）が前年の教育訓練費等の一・一増加。

iii 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上がなされていること。

なお経営力向上計画は事前に経済産業省へ申請し認定を受ける必要がありますので申告期限を考えたスケジュールの計画が必要となります。

② 大法人の場合

(一) 通常の場合

左記の全てに該当すること。

i 適用年度に支払った継続雇用者

給与等支給額が前年度に支払った継続雇用者給与等支給額に対して三％以上増加していること。

ii 国内設備投資額が当期の減価償却費の九十％以上であること。

(二) 上乗せ措置

(一) の要件に加え、当期の教育訓練費等が過去二年の年平均額と比し二十％以上増加していること。

(二) 上乗せ措置

適用年度に支払った雇用者給与等支給額の前年度からの増加額の二十五％。

② 大法人の場合

(一) 通常の場合

適用年度に支払った雇用者給与等支給額の前年度からの増加額の十五％。

(二) 上乗せ措置

適用年度に支払った雇用者給与等支給額の前年度からの増加額の二十％。

四．限度額

所得拡大促進税制で法人税額及び所得税額から控除できる金額は法人税額又は所得税額の二十％が限度となります。

紙面の都合上ご説明しきれない部分もございますので、ご不明な点がありましたら弊所担当者までご連絡ください。

文責 椎名崇洋

三．税額控除額

① 中小企業者の場合

(一) 通常の場合
適用年度に支払った雇用者給与等支給額（役員を除いた従業員に支払った給与等の総額）の前年度からの増加額の十五％。

「日々好天」

『なぜだろう』

なぜかしら』

今さらながらだが、動植物から微生物、細胞に至るまで生命体の神秘に驚かされるばかりである。そんな思いを初めて文章にしたのが中学校の卒業文集だった。「Xマン」というタイトルで書き出しは、人間なんてものは実に面白いもので始まり、心臓が動いているうちはいいが、いざ止まってしまうと死んでしまうことや、手や足が都合の良い位置に付いていることなどを述べ、いったい誰がこんなものを作ったのかと作者を「Xマン」に例え感心する内容のものだった。卒業文集に相応しいかどうかは別として、生命体の一部に感心していたことには違いない。かといって、以来生物学に興味をもって研究をしていたかといえそうではないが、有難いことに長年生きている間に色々な知識が付いてくる。全ての生命体の生きる術、その仕組みと構造、吸収した

ものの浄化と振り分け、そして排泄。専門家でないのでこれ以上踏み込む訳にはいかないのでこらで止めるが、要は中学時代と同じで脳や心臓、肝臓や腎臓と、これらのような精密な働きをもつものを誰が作り上げたのか？というところである。それは微生物、細胞の進化？なのだろうが、あまりにも精巧で恐れ入る。長年積み重ねて海、山、川どこにでも適応できる生物を生み出したのだろうか？細胞はどこで学習しているのだろうか？など証もなく頭を巡らせると切りがない。

性分というのは恐ろしく、実益につながる部分に頭を巡らせるのならば少しはマシなのだろうが、どうやらそうではないらしい。気になることは気になり、人が当たり前と思うことを当たり前としてでなく考え直してみたくなる。正に「なぜだろうなぜかしら」であるが、これは小学校三年、四年と二年続けたの叔父からのお土産で教科書以上に読んだ本であり、学年に合わせて販売されていた本である。自身の性分はその影響なのかも知れない。

草五郎

お知らせ

◎休業日のお知らせ

慰安旅行…十月一日(月)

◎源泉所得税の納付日

給与等の源泉所得税を六ヶ月毎に納付している会社は、担当社員が納付書をお送りしますので、七月十日までに納付してください。

千代田税理士法人 業務内容

- 1. 税務相談、税務申告書作成
- 1. コンピュータによる帳簿作成、給与計算
その他の情報処理
- 1. 経営相談、会社の設立増資等の相談
- 1. 法定監査、任意監査

朗明実誠

『初期消火』

5月末、住まいにほど近い範囲で連続3件の放火事件が起こった。自治会の役員である以上、決して他人事では済まされない。防犯を兼ねての自主防災組織を結成しているからには、それなりに未然に防ぐ対策を今まで以上に考えなければと主なメンバー十数名に集まってもらい、犯罪抑止力につながるであろう防犯カメラの設置や街路灯の増設その他について話し合った。それでも放火や漏電などいつどこで火災が発生するかは分からない。そこでそれに出くわした時、消防車が来るまでの効果的な初期消火について研究する班を置くことにした。散水用のホースは通常外で使用するものだが「いざい」に備えていつでも家の中で放水出来る仕組みづくりにも目を付けた。

あつてはならないこと、しかし「いざい」に備えることは重要だ。

そう思うほどに初期消火の重要性を改めて感じた。

初期消火、それは火災だけの問題ではない。小学校のイジメ対策の委員でもあるが、イジメを最小限に止めるには早期発見と、しばらく様子を見るでなく即座に対応することである。言い換えれば初期消火といえる。くすぶるうちに、火が付く前にである。

さて、政治や企業、社会問題でも事なかれ主義に乗じて不正、犯罪的なものも隠し通そうとする傾向が往々にしてある。それも然るべき人物、一流の企業など通常であれば尊敬され、羨ましく思われる存在であるあたりで事が起こる。しかしそれを知る者たちが黙っている筈がない。だから内部告発で表ざたになる。誰しも自身の関わる企業や組織が悪評にさらされるのは「自身の恥にもつながること」と思っている筈である。「言えない」「従わざるを得ない」。正義に背きながら我慢しつつける、くすぶり状態であるのだがやがて必ず発火炎上する。そこで気づいても時既に遅し得手の施しようもない。取り組むべきは「初期消火」である。

創作家 さくら 草五郎